

浜松市立富塚西小学校 PTA 総則



1. 会 則
2. 専 門 部 規 約
3. 役 員 選 出 規 約
4. 慶 弔 規 約

※改正 令和2年4月18日

※改正 令和3年12月14日

※実施 令和4年4月1日より

■お願い■

- ① このPTA総則は富塚西小学校在籍期間中は大切に保管してください。
- ② 総会および臨時総会の開催時には持参してください。

浜松市立富塚西小学校PTA会則

第1章 総 則

第1条(名 称)

本会は「浜松市立富塚西小学校PTA」と称し、事務局を同校に置く。

第2条(会 員)

本会は浜松市立富塚西小学校の児童の保護者、学校職員および本会に賛同する者により組織する。

第3条(目 的)

本会は児童の福祉を増進すると共に会員相互の教養を高め、親睦を図ることを目的とする。

第4条(方 針)

本会は教育を本旨とする民主的団体として、次の方針に従って活動する。

1. いかなる統制的支配干渉も受けず、会員の総意にもとづいて運営する。
2. 児童の保護者、学校職員が会員として平等の立場で運営する。
3. 特定の政党や宗教に偏ることなく、また、営利を目的とする行為はしない。
4. 会員の個人情報の保護に関する規定を遵守する。詳細は、浜松市立富塚西小学校 PTA 個人情報保護規定による。

第5条(会 費)

1. 本会の運営費は、会費、拠出金、並びに寄付をもってこれにあてる。
2. 但し、会費は当該年度の最初に開かれる定時総会において決定する。

第2章 事 業

第6条(事 業)

本会の目的を達成するために、次の事業を行なう。

1. 会員の教養を高め、親睦を図ること。
2. 教養に関する調査研究および懇談会等を開催すること。
3. 教育環境の整備拡充を図ること。
4. 児童の厚生保護の研究と実践を行なうこと。
5. 児童の校外生活の健全育成を図ること。
6. 児童福祉のために活動する社会団体および機関との協力をすること。
7. その他、目的達成に必要と認めた事業を行なうこと。

第3章 役員

第7条(役員選出)

本会の役員選出は次の通りとする。

1. 会 長 1 名 役員選出委員会で選考し、理事会の承認と定時総会の議決を経て決定する。
2. 副 会 長 若干名 役員選出委員会で選考し、理事会の承認と定時総会の議決を経て決定する。但し副会長の内1名は教頭とする。
3. 常任理事 若干名 各専門部の部長とする。役員選出委員会で選考し、理事会の承認と定時総会の議決を経て決定する。
4. 理 事
 - ① 学級理事 各学級において会員より6～8名選出し、総数を概ね45名とする。専門部の教養部・保健体育部・広報部・健全育成部のいずれかに所属する。
 - ② 学校理事 教職員より若干名選出する。
5. 監 査 3 名 理事会が会員より選出し、会長が委嘱する。
6. 会 計 1 名 会長が委嘱する。
7. 書 記 2 名 会長が委嘱する。
8. 顧 問 若干名 理事会の推薦により会長が委嘱する。但し、学校長および前会長を含むものとする。
9. 相 談 役 若干名 学区内の各種団体および有識者等により選考し、会長が委嘱する。

第8条(任 期)

1. 役員任期は1年とし、再任を妨げない。
2. 役員に事故ある時は常任委員会の承認を経て後任を決定し、その任期は前任者の残りの期間とする。

第9条(任 務)

役員の仕事は次の通りとする。

1. 会 長 会務を処理する。
2. 副 会 長 会長を補佐し、会長に事故ある時には代理をつとめるとともに、会計の補佐をする。
3. 常任理事 業務の企画運営と緊急業務の執行にあたる。
4. 理 事 会務の審議執行にあたる。
5. 監 査 会計を監査し、これを理事会および総会に報告する。
6. 会 計 金銭と物品の出納管理にあたり、これを理事会および総会に報告する。
7. 書 記 議事録作成および関係通知書類の作成と会長の指示にもとづく事務を行なう。
8. 顧 問 会長の諮問に応じ、意見を述べる。
9. 相 談 役 会長および顧問の諮問に応じ、意見を述べる。

第4章 会 議

第10条(会 議)

本会の会議は次の通りとする。

1. 総 会 毎年1回その年度の当初に開催し、会員の2/3以上の出席により成立する。定時総会においては、経過報告、決算、事業計画および予算、その他の重要事項を議決する。決議は出席者の2/3以上の同意により議決される。議長は会員から会長の推薦により出席者の承認を得て選任し、司会進行を図る。なお、会長が必要と認めた時には、理事会の承認を経て臨時に開催することができる。
2. 常任理事会 会長、副会長、会計、書記、常任理事および必要と認める若干名(その都度、会長が学校と協議して委嘱する)をもって組織し、企画および緊急事項の処理を行なう。
3. 理 事 会 常任理事会の構成員および理事で組織し、会務の審議執行にあたる。
4. 書 面 決 議 本会の会議において、臨時的且つ特別な事情により会を開催できない場合は、学校長と会長の同意の元、書面(電磁的記録も含む)にて議決ができ、PTA 会員に賛否を問い、同意を得る事で決議があったものとみなす。その際、会員は賛否の意思を提出することは義務であり、未提出の場合、会長に議決権を委任したとみなす。

第11条(専門部会)

1. 本会は第3条の目的および第6条の事業を達成するために専門部をおく。
2. 本会は会則等の審議、役員選出、予算編成および特別行事にあたっては委員会を組織することができる。
3. 第1項および第2項の内、役員選出委員会については別途に規約を定める。

第5章 補 則

第12条(会計年度)

本会の会計年度は4月1日～翌年3月31日までとする。

第13条(帳 簿)

本会に次の名簿を備える。

1. 会員名簿
2. 役員名簿
3. 会計簿
4. 記録簿
5. その他必要とする帳簿

第14条(改 正)

この会則は理事会の承認を経て総会に提案し、出席者の2/3以上の同意により改正することができる。

第6章 附 則

第15条(附 則)

本会則は、令和4年4月1日より実施するものとする。

以 上

浜松市立富塚西小学校PTA専門部規約

第1条(名 称)

会則第11条により次の専門部および委員をおく。

1. 教養部
2. 保健体育部
3. 広報部
4. 健全育成部

第2条(構 成)

専門部は部長・副部长・部員・ミニイベント担当委員により組織する。

第3条(部 員)

部員は理事ならびに学校職員をもってあてる。

第4条(部長選出)

部長は役員選出委員会で選出し、理事会の承認と総会の議決を経て決定する。

第5条(事業内容)

1. 教 養 部

- ① 児童の健全なる育成を図るための活動の企画と実施ならびに協力
- ② 会員の教養を高め、会員相互の親睦を図る企画と実施
- ③ 社会教育団体との協力ならびに研究
- ④ その他

2. 保健体育部

- ① 児童ならびに会員の健康増進のための企画と実施
- ② 保健および体育行事への協力と実施
- ③ その他

3. 広 報 部

- ① PTA広報紙(とみにし)の取材および編集と発行
- ② その他

4. 健全育成部

- ① 児童の校外活動の生活
- ② 通学路の安全確保
- ③ 学校行事中での保護者による資源回収
- ④ 防災関係への協力
- ⑤ 地域行事への協力と参加
- ⑥ その他

第6条(事業の実施)

1. 事業の実施については、常任委員会の承認を得て行なうものとする。
2. 緊急の場合には、会長の承認を得て行い、事後に常任理事会の承認を得る。

第7条(改正)

この規約は理事会の出席者の2/3以上の同意により改正することができる。
または、常任理事会の承認をもって行う。

第8条(附 則)

この内規は平成31年4月13日より実施する。

浜松市立富塚西小学校PTA役員選出規約

第1条(総 則)

この規約は会則第7条および専門部規約第4条に規定する役員の選出について定めるものである。

第2条(役員選出委員会)

1. 役員選出委員会を設置して、役員候補者を選出する。
2. 役員選出委員会は、会長・副会長・および常任理事会で指名された会員で構成され、委員長は会長がこれにあたる。
3. 役員選出委員会で選出する役員候補者とは、翌年度の会長・副会長・常任理事である。

第3条(役員候補選出)

役員選出委員会では、自薦・他薦された会員の中から役員候補者を選出する。

第4条(役員の選任)

毎年度末の理事会の承認を経て、翌年度当初の定時総会の議決をもって決定する。

第5条(理事選出)

理事の選出については、別途に内規で定める。

第6条(改正)

この規約は理事会の出席者の2/3以上の同意により改正できる。

浜松市立富塚西小学校PTA慶弔規約

第1条(送 迎)

1. 新役員および新学校職員を迎えた時は、会長と学校長は年度当初、紙面等で会員一同にこれを紹介するものとする。
2. 学校職員の転退職を送る時は、金銭でなく生花等の記念品を贈呈する。

第2条(弔 慰)

1. 弔慰の対象は、会員・会員の配偶者・児童とする。
2. 弔慰の対象者が死亡した場合は、代表者がお悔やみ等に伺う。
3. 上記第2項の場合の香料は「1万円」とする。
4. 会員および児童が病気または負傷のため長期療養する場合、次の基準で見舞金を贈る。
 - ① 入院10日以上または自宅療養1ヶ月以上
 - ② 見舞金「3千円」とする。
 - ③ 病気による長期入院の場合には、その都度、常任委員会で協議して決定する。この場合の長期入院とは「1ヶ月以上」とする。
5. 会員が不慮の災害を受けた場合は、その都度、常任委員会で協議して決定する。

第3条(表 彰)

1. 会員が次のいずれかに該当する場合には表彰を行なうことができる。
 - ① 本会の会則第3条の目的に関し、顕著な功績をもって社会に貢献したとき
 - ② 社会的な善行功績があり、本校および本会の名誉となる事績があったとき
2. 児童が次のいずれかに該当する場合には表彰を行なうことができる。
 - ① スポーツまたは文化活動のコンクール等において極めて優秀な成績を収め、他の児童の模範となるとき
 - ② 地域または社会活動において、他の児童の模範となる事績があったとき
3. 表彰は常任理事会で協議の上、決定するものとする。なお、表彰の候補者の基準は次の通りとする。
 - ① 会員の自薦または推薦によるとき
 - ② 学校長の推薦によるとき
 - ③ コンクール等の県大会以上で入賞のとき
4. 表彰として表彰状と記念品を贈呈する。

第4条(協議事項)

この内規によりがたい場合は、その都度、常任理事会で協議して決定する。

第5条(緊急事項)

緊急を要し常任理事会が開催できない場合は、会長が決定し事後に常任理事会に報告する。

第6条(禁止事項)

この内規の実施にあたり、返品を意味する金品は受けないものとする。

第7条(改 正)

この内規の改正は常任理事会の承認をもって行なう。

第8条(附 則)

この内規は令和4年4月1日より実施する。

浜松市立富塚西小学校PTA理事選出内規

第1条(総 則)

この内規はPTA役員選出規約第5条に規定する理事の選出について定める。

第2条(立 場)

PTA会則第7条に規定する理事は、学級理事・学校理事、すべて平等の立場とする。

第3条(選出方法)

理事の選出方法は次の通りとする。

1. 学級理事

- ① 各学級における会員の中より選出する。
- ② 理事に自薦する会員を優先する。
- ③ 年度初めのできるだけ早い時期に選出するものとする。

2. 学校理事

- ① 学校理事はPTA活動に必要な場合、選出するものとする。
- ② 学校職員の中より選出する。
- ③ 年度初めのできるだけ早い時期に選出するものとする。

3. 学級理事免除対象者は次の通りとする。

- ① 引受回数を終了した者とする。
- ② 児童が関わる地域団体ですでに役員が決定されている者とする。但し、子ども会は連合会長・会長職までとし、幼稚園・中学校は常任理事までとする。自治会役員は免除対象外とする。
- ③ 家庭に事情を持っている者とする。
・妊娠中の者、一歳未満の子どもがいる者、病気療養中の者、介護をしている者、転出が決まっている者を対象とする。

第4条(引受回数)

1. 理事の引受回数は一家庭2回、3人以上の児童を持つ家庭は3回とする。但し、引受回数の上限は設けない。
2. 引受回数に会長・副会長・常任理事を含むものとする。但し、引受回数を次のように定める。
 - ① 会長・副会長・書記は、2年間として引受回数を3回とする。
 - ② 部長・副部长・会計は、1年間として引受回数を2回とする。
3. 常任理事候補者に限り、引受回数に就学前児童を含むものとする。但し、次の条件を満たすものとする。
・常任理事候補者に選出され、役員選出委員会で承認されていること。

第5条(改 正)

この内規は常任理事会の承認により改正することができる。

第6条(附 則)

この内規は平成20年4月1日より実施する。

浜松市立富塚西小学校 PTA 個人情報保護規定

第1条 目的

この規定は、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号。以下「法」という)の規定に基づき、浜松市立富塚西小学校 PTA(以下「本会」という)が保有する個人情報の取り扱いの確保に関する基本的事項を定めることにより、本事業の適正かつ円滑な運営を図りつつ、本会会員の個人の権利利益を保護することを目的とする。

第2条 責務

本会は、個人情報の重要性を認識し、法および本規約に基づき、本会で取り扱う個人情報の取得、利用、管理を適切に行う。

第3条 定義

この規定における用語の定義は、次の各号の定めるところによる。

- (1) 個人情報…生存する個人の情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述または個人別に付された番号、記号その他の符号により該当個人を識別できるもの(当該情報のみでは識別できないが、他の情報と容易に照合することができ、それにより当該個人を識別できることとなるものを含む)をいう。
- (2) 本人…前項の個人に関する情報により識別可能となる特定の個人または未成年者個人の保護者をいう。
- (3) 執行部役員…本会の執行部を構成するものをいう。
- (4) 理事会役員…本会の理事会を構成するものをいう。
- (5) 専門部役員…本会の専門部を構成するものをいう。
- (6) 従業者…本会や専門部の委託を受けて業務に従事するもののことをいう。

第4条 管理者

- 1 本会において保有する個人情報の管理者は、会長とする。
- 2 個人情報保護管理者は、個人情報保護代理者を指名することができる。

第5条 取り扱い者

管理者および従業者は、職務上知り得た情報を、みだりに他人に知らせ、不当な目的に使用してはならない。その役職を退いた後も同様とする。

第6条 取得の方法

管理者は、個人情報を取得するときは、あらかじめ利用目的を定め明示する。また、円滑な PTA 活動をおこなうために以下の情報を取得する場合がある。

- (1) 会員の氏名、連絡先(住所、電話番号、メールアドレス)
- (2) 会員の子供の氏名、学級
- (3) 必要に応じ、会員や会員の子供などの写真

第7条 利用目的

取得した個人情報は、次に掲げる目的のため、これを利用することができる。

- (1) 会員名簿、役員名簿その他、本会の運営に必要な名簿の作成
- (2) 総会、理事会、その他の会議において使用する資料の作成
- (3) 文書の送付
- (4) 会費の徴収
- (5) 各号に掲げるもののほか、理事会で必要と認めるもの

第8条 個人情報の管理

- 1 管理者は、保有する個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他保有する個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じ、当該個人情報を適正に保管しなければならない。
- 2 管理者は、保有する個人情報を利用する必要がなくなったときは、当該個人情報を遅滞なく消去し、また

は廃棄しなければならない。

- 3 本会は、個人情報の取り扱いの全部または一部を本会以外のものに委託するときは、原則として委託契約において、個人データの安全管理について受託者が講ずべき措置を明らかにし、受託者に対する必要かつ適切な監督を行うものとする。

第9条 第三者への提供の制限等

管理者は、次の場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで、保有する個人情報を第三者に提供してはならない。

- (1) 法令に基づく場合
- (2) 生命、身体または財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
- (3) 公衆衛生のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
- (4) 国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けたものが法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得る事ことにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

第10条 記録

- 1 管理者は保有する個人情報を第三者(第9条第1項(1)から(4)および、県、市役所、区役所を除く)に提供したときは、次の項目について記録を作成し、保存する。

- (1) 第三者の氏名
- (2) 提供する対象者の氏名
- (3) 提供する情報の項目
- (4) 対象者の同意を得ている旨

- 2 管理者は、第三者(第9条第1項(1)から(4)および、県、市役所、区役所を除く)から個人情報を受けるときは、次の項目について記録を作成し、保存する。

- (1) 提供する対象者の氏名
- (2) 提供する情報の項目
- (3) 対象者の同意を得ている旨

第11条 共同利用

本会は、富塚西小学校と利用目的の範囲内に限り、取得した個人情報を以下のとおり共同利用することがある。

- (1) 利用項目…第6条で定めるとおり
- (2) 利用するものの範囲…富塚西小学校と本会
- (3) 利用目的…第7条で定めるとおり
- (4) 管理者…第4条で定めるとおり

第12条 開示請求、訂正、利用停止等

本会は、本人または個人情報に関する法律施行令(平成15年政令507号)第11条に規定する代理人(以下「代理人」という)から個人情報の開示、訂正、利用停止、追加、削除を求められたときは、法に沿ってこれに応じる。

第13条 漏えい時などの対応

- 1 本規定に違反する事実または違反するおそれがあることを発見した会員は、その旨を個人情報保護管理者に報告するものとする。

- 2 個人情報保護管理者は、個人情報保護代理管理者に前項による報告内容を調査し、違反の事実が判明した場合には遅滞なく報告するとともに適切な措置をとるように指示するものとする。

第14条 研修

本会は、個人情報の取り扱い者に対して、定期的に個人情報の取り扱いに関する留意事項について研修を実施するものとする。

第15条 委任

本規定の試行に関し必要な事項は、理事会の承認を得て、管理者が別に定める。

附則

この規定は、令和4年4月1日から施行する。